

第 22 回郡山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
～郡山市新しい生活様式推進本部会議～

次 第

日 時：令和 3 年 8 月 23 日（月） 10：00～

場 所：特別会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 福島県まん延防止等重点措置等について
- (2) 新型コロナウイルス感染症患者の状況について
- (3) その他

3 市長指示

4 閉 会

福島県まん延防止等重点措置等

県内の急激な感染拡大により、病床使用率の上昇等、医療提供体制のひっ迫が深刻となっています。これ以上の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」と言う。)に基づき、以下の重点的な対策を行いますので、県民の皆様、事業者等の皆様のご協力をお願いします。

	まん延防止等重点措置		重点措置以外の区域における対応(県の独自対策)
区域	いわき市	郡山市	その他の地域 (8/22までは郡山市を含む)
期間	令和3年 8月8日(日) ~9月12(日)	令和3年 8月23日(月) ~9月12日(日)	令和3年8月8日(日) ~8月31日(火) ※期間等の改定は、別途決定
適用	特措法第31条の6 第1, 2項、 第24条第9項		特措法第24条第9項

令和3年8月20日
福島県コロナウイルス感染症対策本部

県民の皆様へのお願い

内 容

○夜8時以降、飲食店等にみだりに出入りしないでください。【いわき市、郡山市】
(特措法第31条の6第2項に基づく要請)

○混雑した場所等への外出は厳に控えてください。
【いわき市、郡山市】
(特措法第31条の6第2項に基づく要請)

○感染リスクの高い行動は控えてください。

- ・不要不急の外出は自粛してください。
- ・外出する必要がある場合でも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間帯を避けて行動してください。
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は控えてください。
- ・都道府県をまたぐ旅行・帰省等は、原則、中止・延期してください。
- ・路上や公園等での屋外での集団の飲食・飲酒は控えてください。

(特措法第24条第9項に基づく要請)

○基本的な感染対策を徹底してください。

- ・3つの密を徹底的に避けてください。
- ・「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いやアルコール消毒等による手指消毒」、「こまめな換気」などの基本的な感染対策を徹底してください。
- ・会食等は、感染防止対策を徹底し、少人数、短時間、いつも一緒にいる人と行ってください。

(特措法第24条第9項に基づく要請)

いわき市
郡山市
(重点区域)
・
その他の
地域

飲食店等の皆様へのお願い

内 容

- **営業時間を短縮(営業時間は午前5時から午後8時まで)**してください。
- **酒類の提供の自粛(終日)**をしてください。
- **カラオケ設備の利用の自粛(終日)**をしてください。※飲食を主な業としている店舗
- **特措法施行令第5条の5各号に規定される感染対策を実施**してください。

- ・従業員に対する検査を受けることの勧奨
- ・入場者の感染防止のための整理及び誘導
- ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指の消毒設備の設置
- ・事業所の消毒
- ・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(退場も含む)
- ・施設の換気を行う
- ・アクリル板等の設置又は1m以上の距離の確保
- ◆業種別ガイドラインを遵守する(法第24条第9項)

【対 象】 食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた店舗

【営業時間の短縮に応じていただいた場合】 協力金を支給(1日当たり3万円～(売上高に応じて))

■相談窓口 いわき・郡山地区協力金コールセンター 電話024-521-8562(受付時間9時～17時)

◇まん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金については <https://ichijishienkin.go.jp/>

- **営業時間の短縮(営業時間は午前5時から午後8時まで)**をしてください。
(酒類の提供は、午前11時～午後7時)

- 店舗や施設の**感染防止対策を徹底**してください。(業種別ガイドラインの遵守)

【対 象】 食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた店舗のうち以下の店舗

- ・接待を伴う飲食店
- ・酒類を提供する飲食店

【営業時間の短縮に応じていただいた場合】 協力金を支給(1日当たり2.5万円～(売上高に応じて))

■相談窓口 協力金コールセンター 電話024-521-8575(受付時間9時30分～17時30分)

上記以外で本措置により影響を受けた中小法人等に一時金を支給します。

■相談窓口 一時金コールセンター 電話024-521-8572(受付時間9時30分～17時30分)

いわき市 郡山市

(特措法第31条の6第1項、第24条第9項に基づく要請)

その他の 地域

(特措法第24条第9項に基づく要請)

全地域

飲食店以外の(延床面積1,000㎡超の施設) 事業者の皆様へのお願い

内 容

(1,000㎡以下の施設につきましても、感染防止対策の徹底等にご協力ください)

○大規模商業施設や百貨店の地下食品売り場等は、入場者が密集しないよう、整理誘導、人数管理・制限等の対策を実施してください。

・出入口の制限、整理券の配付、混雑状況等の情報発信など

○営業時間を短縮(午後8時まで)してください。
(イベント開催の場合は午後9時まで)

【対象】 詳細は次ページのとおり

【営業時間の短縮に応じていただいた場合】

協力金を支給(1,000㎡当たり20万円×時短割合(1日当たり))

※協力金の対象となるのは、次ページの特定大規模施設です。

(延床面積1,000㎡超 特措法第24条第9項に基づく要請)

○店舗や施設の感染防止対策を徹底してください。

- ・入店時や施設内における適切な距離の確保など、利用者の整理・誘導を行ってください。
- ・発熱している方や理由なく感染対策を行わない方の利用を避けてください。
- ・適切な座席間隔の確保など、店舗内の感染防止策を徹底してください。
- ・従業員や利用者の手指消毒やマスク着用の徹底を促してください。
- ・店舗内の消毒や換気を徹底してください。
- ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。

いわき市
郡山市

(特措法第31条の6
第1項、第24条第9
項に基づく要請)

(協力要請の対象施設)

特定大規模施設（1,000㎡超の施設）	
施設の種類	施設例
映画館等	映画館、プラネタリウム
商業施設	ショッピングセンター、ホームセンター等【生活必需物資売場を除く】
遊技場	パチンコ店、ゲームセンター等
屋内運動施設	スポーツクラブ、ボーリング場等
サービス業	ネイルサロン・スーパー銭湯等【生活必需サービスを除く】
飲食店向け時短協力金の対象となる店舗を除く遊興施設	個室ビデオ店、カラオケボックス等

イベント関連施設（1,000㎡超の施設）	
施設の種類	施設例
劇場等	劇場、観覧場、演芸場等
集会・展示施設	集会場、展示場、貸会議室
ホテル等	ホテル等（集会の用に供する部分に限る）
屋外運動施設	野球場、ゴルフ場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場等
遊技場	テーマパーク、遊園地
博物館等	美術館、水族館、記念館等

イベント等を開催する事業者の皆様へのお願い

○イベント等の開催に当たっては、**業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底**してください。

- ・発熱している方や正当な理由なく感染対策を行わない方の入場を避けてください。
- ・参加者間の適切な間隔の確保、スタッフや参加者の手指消毒やマスク着用の徹底、会場内の消毒や換気など、感染防止対策を徹底してください。
- ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。

○広域な移動を伴うイベント、または参加者が1,000人を超えるイベントを開催する場合は、**県に事前に相談**してください。

- 電話 0 2 4 - 5 2 1 - 8 6 4 4 (受付時間9時～17時)
- 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部 イベント相談窓口

○以下の要件に従った開催にご協力ください。

人数上限		開催時間
大声での歓声・声援がないことを前提に開催するもの ○クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、講演・式典、展示会等 ○飲食を伴わないもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの ○ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブ等でのイベント等	午後9時まで (県全域)
収容定員の100%と5,000人のいずれか少ない方を上限	収容定員の50%と5,000人のいずれか少ない方を上限	

(特措法第24条第9項に基づく要請)

全ての事業者の皆様へのお願い

○職場内の感染防止対策を徹底してください。

- ・従業員等の手指消毒やマスク着用の徹底、職場内の消毒や換気など、職場内の感染防止対策を徹底してください。
- ・従業員等の出勤時の健康チェックを徹底してください。
- ・休憩中や休憩室・更衣室の利用時、電話時、昼食中などで居場所の切り替わりに注意してください。
- ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。

○ローテーション勤務や時差出勤、テレワーク、オンライン会議等を活用し、人と人との接触機会の低減にご協力ください。

※できる限り、「出勤者数の7割削減」に努めていただくようお願いいたします。

○出張や会議等を減らすなど、できる限り、外出機会の低減にご協力ください。

(特措法第24条第9項に基づく要請)

大学・専門学校等の皆様へのお願い

感染リスクの高い活動を控えるよう、学生への注意喚起を徹底してください。

(感染リスクの高い活動の例)

- 感染防止対策が徹底できないサークル活動
- 大人数での懇親会 など

小・中・高等学校の皆様へのお願い

感染リスクの高い学習活動(部活動での実施を含む)や宿泊を伴う学校行事等の停止、他校との合同練習や練習試合の停止など、感染防止対策を徹底してください。

医療機関、高齢者、障がい(児)者施設の皆様へのお願い

感染防止対策に見落としがないか、改めて確認してください。

(特措法第24条第9項に基づく要請)

まん延防止等重点措置期間中の飲食店等への働きかけ（見回り）活動について

令和3年8月23日

1 目的

まん延防止等重点措置期間において事業者（店舗）に対して要請した感染防止対策の実施状況及び営業時間短縮への協力状況の確認等を行う。

2 対象地域

郡山市全域

3 対象店舗

- (1) 感染防止対策の実施状況の確認を要する店舗
食品衛生法に定める飲食店営業許可及び喫茶店営業許可を受けた全ての店舗
(想定店舗数：約2, 200店舗)
- (2) 営業時間短縮協力状況の確認を要する店舗
午後8時～午前5時までの時間帯を含む営業を行う店舗
(想定店舗数：約1, 800店舗)

4 実施期間

令和3年8月23日（月）～令和3年9月12日（日）

※8月23日（月）の上記3の（1）については、次のとおり実施する。

場所：郡山駅西口広場

時間：午後1時45分 出発式、午後2時 店舗訪問

参加者：郡山市長、県中振興局長、

郡山市職員10名程度、福島県職員10名程度 8班体制

5 実施方法

- (1) 実施体制
市職員及び県職員各1名1班で班編成 8班体制
なお、開始後の実施状況等を踏まえ、班編成等は柔軟に対応する。
- (2) 見回りの内容
 - ア 上記3の（1）は、感染防止対策の実施状況の確認
 - ・感染防止対策のチラシを配布し協力依頼
 - ・店舗内の感染防止対策の確認
 - イ 上記3の（2）は、営業時間短縮協力状況の確認
 - ・時短営業に関する貼り紙の確認
 - ・時短要請に応じない店に時短営業要請チラシを配布し協力依頼

まん延防止等重点措置適用期間における市有施設の開館状況

【令和3年8月23日】

- ※ まん延防止等重点措置適用期間における、市有施設の開館状況については、下表のとおりです。
- ※ 施設の利用にあたっては、「新しい生活様式」を踏まえ、マスクの着用、体温測定等の健康チェック、身体的距離の確保等にご協力をお願いします。また、定員変更、入場制限、時間制限等をお知らせすることがありますので、各施設へお問い合わせください。
- ※ ★の施設については、令和2年4月18日から令和2年5月15日までの「緊急事態宣言」期間時と、同様の対応とする施設です。
- ※ 今後の感染拡大の状況により、開館・休館の対応を変更する場合があります。

対象期間中の市有施設の状況

※ ()は施設数となります。

令和3年8月23日(月)～9月12日(日)

施設名称	問い合わせ	開館状況	備考	施設名称	問い合わせ	開館状況	備考	
福祉施設	サニー・ランド湖南	☎983-2277	制限有	<ul style="list-style-type: none"> ・新規受付停止 ・既受付分は自粛要請(20時まで) 	郡山ヒロセ開成山陸上競技場・補助競技場	☎934-1500	制限有	<ul style="list-style-type: none"> ・新規受付停止 ・既受付分は自粛要請(20時まで) ・個人利用は休止
	中央老人福祉センター	☎924-2966			ヨーク開成山スタジアム	☎934-1500		
	老人福祉センター 寿楽荘	☎984-3130			開成山弓道場	☎934-1500		
	西田地域交流センター	☎972-2570			日和田野球場	☎934-1500		
	三穂地域交流センター	☎954-2083			郡山庭球場	☎951-8511		
	田村地域交流センター	☎975-2070			西部庭球場	☎961-8282		
	中田地域交流センター	☎973-3566			運動広場(3)	☎934-1500		
	日和田地域交流センター	☎958-6550			スポーツ広場(10)	☎934-1500		
	喜久田地域交流センター	☎959-2205			西部スポーツ広場	☎961-8282		
	福祉センター	☎924-2950			ふるさとの森スポーツパーク野球場	☎955-5229		
	障害者福祉センター	☎934-5811			ふるさとの森スポーツパークソフトボール場	☎955-5229		
高齢者文化休養センター 達楽荘	☎957-2828	ふるさとの森スポーツパークスポーツ広場	☎955-5229					
子育て施設	こども総合支援センター(ニコニコこども館)	☎924-2525	制限有	ふるさとの森スポーツパーク体育館	☎955-5229	<ul style="list-style-type: none"> ・新規受付停止 ・既受付分は自粛要請(20時まで) ・個人利用は休止 		
	北部地域子育て支援センター	☎924-0055		西部サッカー場	☎961-8282			
	東部地域子育て支援センター	☎943-0411		郡山相撲場	☎961-8282			
	南部地域子育て支援センター	☎945-2404		熱海フットボールセンター	☎954-9670			
	西部地域子育て支援センター	☎951-7800		東部体育館	☎943-5558			
	希望ヶ丘児童センター	☎924-2525		西部体育館	☎961-8282			
	元気な遊びの広場(ベップキッズこおりやま)	☎941-2711		西部第二体育館	☎961-8282			
	郡山カルチャーパーク「屋内子どもの遊び場」	☎924-2525		郡山しんきん開成山プール	☎926-0450			
	八山田こども公園(屋内体験学習施設)	☎924-2525		磐梯熱海スポーツパーク体育館	☎984-1781			
	大槻公園「子どもの遊び場(屋内体験学習施設)」	☎924-2525		磐梯熱海スポーツパーク多目的グラウンド	☎984-1781			
文化・教育施設	歴史資料館 ★	☎932-5306	休館	磐梯熱海スポーツパーク郡山サッカー・ラクビー場	☎984-1781	<ul style="list-style-type: none"> ・新規受付停止 ・予約済の企画・東北・県大会及びその予選、興行イベントは中止を要請 ・上記以外の活動は停止 		
	野島の森学習館 ★	☎934-2180		宝来屋 郡山総合体育館	☎934-1500			
	ふれあい科学館 ★	☎936-0201		磐梯熱海スポーツパーク郡山スケート場	☎984-1781			
	開成館(4) ★	☎923-2157		磐梯熱海アイスアリーナ	☎984-5377			
	久米正雄記念館 ★	☎991-7610		地域体育館(日和田、喜久田)	各公民館の電話番号			
	文学資料館 ★	☎991-7610		郡山市観光案内所 ★	☎924-0012		休館	電話対応は継続
	けんしん郡山文化センター	☎934-2288		郡山カルチャーパーク(体育館)	☎947-1600		休館	地震の影響により休館中
	ふれあいセンター(9)	各公民館の電話番号		高篠山森林公園	☎957-3748		制限有	ボウリング、フリスビーの利用休止
	コミュニティセンター(2)	各公民館の電話番号		大槻公園	☎961-8282			バーベキュー利用休止
	中央公民館・分館(4)・勤労青少年ホーム・公会堂	☎934-1212		浄土松公園 ★	☎957-3700			ガイダンス施設は休館
地区・地域公民館(96)	各公民館の電話番号	大安場史跡公園 ★	☎965-1088	もりの館は休館				
安積総合学習センター	☎945-6466	平成記念郡山こどものもり公園	☎958-5570	ホール、ラウンジは休館				
富久山総合学習センター	☎925-1500	荒井中央公園	☎947-9440	バーベキュー施設、手煮会施設は営業休止				
少年湖畔の村	☎961-8282	石庭ふれあい牧場	☎984-1000	遊具機種別に規制				
青少年会館	☎961-8282	郡山カルチャーパーク(ドリームランド)	☎947-1600	入場制限実施中				
熱海多目的交流施設	☎984-2679	郡山カルチャーパーク(プール)	☎947-1600	<ul style="list-style-type: none"> ・新規受付停止 ・既受付分は自粛要請(20時まで) 				
市民交流プラザ	☎922-5544	郡山カルチャーパーク(会議室)	☎947-1600					
市民ふれあいプラザ	☎922-5544	21世紀記念公園(交流施設、くつろぎ施設)	☎924-2194					
男女共同参画センター	☎924-0900	郡山ユラックス熱海	☎984-2800					
農村交流センター	☎951-5730	磐梯熱海温泉駅前足湯	☎924-2621		利用人数制限有			
農村生活中核施設黒石荘	☎973-2932	磐梯熱海温泉足湯	☎924-2621					
東部勤労者研修センター	☎943-8580	八山田こども公園の遊具及び駐車場	☎924-2525					
労働福祉会館	☎932-5279	猪苗代湖畔(秋山浜、青松浜、舟津浜、舟津公園、鏡浜、横沢浜)のキャンプ施設 ★	☎924-2621		休止			
音楽・文化交流館	☎924-3715	公園の遊具の使用	☎924-2361		通常通り			
中央図書館(臨時図書館)・分館(13)	☎923-6601	消防センター(8) ★	☎924-2161		その他施設	休館		
希望ヶ丘図書館	☎961-1600	農産加工センター ★	☎957-2880	<ul style="list-style-type: none"> ・新規受付停止 ・既受付分は自粛要請(20時まで) 				
安積図書館	☎946-8850	教育研修センター	☎983-1120			新規受付停止		
富久山図書館	☎921-0030	総合地方卸売市場	☎961-1140			以下の対応を継続実施 ・水産物、青果物、花き等の一般客入場規制(市場営業を含む管理棟は通常通り)		
サン・サン・グリーン湖南	☎982-2811	郡山駅西口駅前広場	☎924-2301			<ul style="list-style-type: none"> ・新規受付停止 ・既受付分は自粛要請(20時まで) 		
美術館	☎956-2200	水防センター	☎924-2701					
学校(社会開放) ★	各施設の電話番号	磐梯熱海観光物産館	☎953-5408				通常通り	

郡山市立学校長

郡山市教育委員会教育長 小野 義明

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応について（依頼）

このことについて、福島県教育委員会教育長から別紙写しのとおり、郡山市に「まん延防止等重点措置」が適用され、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準*における対応を、“レベル3”に引き上げるよう依頼がありました。

ついては、下記のとおり対応するとともに、危機意識を維持しながら、学校での感染症対策を一層徹底願います。

なお、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めて通知します。

*「学校における新型コロナウイルス感染症に関する 衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」 2021.4.28 Ver.6」（以下「衛生管理マニュアル」という。）P18

記

1 対象期間

令和3年8月23日（月）から9月12日（日）まで

2 各学校での対応について

- 別紙1「『まん延防止等重点措置』の適用による対応について」を所属職員に周知し、学校での感染症対策を徹底願います。
- 別紙2「『まん延防止等重点措置』期間中の教育活動等について」を各校で印刷の上保護者に配付し、学校での感染防止対策について理解と協力を得るとともに、保護者と学校が一体となって、児童生徒の感染症対策を推進願います。

「まん延防止等重点措置」の適用による対応について

令和 3 年 8 月 23 日 学校教育部

(※ ◎は今回新たに徹底する内容 ○はこれまでに引き続き徹底する内容)

1 教育活動の実施について

- ◎ 小学校 40 分授業、中学校 45 分授業の短縮授業とし、休み時間を 5 分多く設定する。
- ◎ 5 分多く設定した休み時間に、教室の換気を十分に行う、トイレの密を回避する、手洗いや手指消毒を行うなどの感染防止対策を行う。
- ◎ 始業式等の実施にあたっては、可能な限り、分散実施やリモートによる実施とする。また、内容を精選し、時間を短縮する。
- 感染リスクの高い学習活動については、停止する。
- 宿泊を伴う学校行事は停止する。

2 部活動等の実施について

- ◎ 感染リスクの高い活動は実施せず、準備や片付けを除いた活動時間を 1 時間以内とする。
- ◎ 不特定多数の人との接触を避けるため、校内での活動を原則とする。
- 活動前後及び下校時等に会食することを控え、会話の際はマスクを着用する。
- 各種大会への参加は可能とするが、他校との練習試合や合同練習会は停止する。
- 外部団体と交流する場合は、感染症対策の徹底について協力を求める。
- 全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とするが、参加人数を最小限にするなど感染症対策を徹底する。

3 感染防止対策について

- ◎ 複数で登下校する場合は、マスク着用を徹底する。
- ◎ 児童生徒及び教職員は、運動時以外、マスク着用を徹底する。
- 検温等の健康観察を徹底し、体調不良者には休養するよう指導する。
- 児童生徒等の同居する家族に発熱等の症状がみられる場合も出席停止の措置をとる。
- 同居の家族が PCR 検査を受けた場合は結果が出るまで、登校を控えるよう保護者に依頼する。
- 昼食時には、対面にしない、会話を控える、換気を強化する等を徹底する。
- 教室や職員室等の換気を、常時または定期的に実施する。
- 感染拡大地域から帰省・移動した家族や友人とやむを得ず一緒に過ごす場合や同居する家族等に濃厚接触者がいる場合は、家庭内においてもマスクの着用などの対策を行う。

4 その他

- ◎ 学校での感染防止対策について、保護者に周知し、家庭の協力を得るとともに、児童生徒に対して、帰宅後の過ごし方について指導を徹底する。
- ◎ 教職員は、教育公務員としての自覚をもって、8 月 17 日発出の「福島県民の皆様へ。」を率先して遵守する。

令和3年8月25日

保護者の皆様へ

郡山市教育委員会

「まん延防止等重点措置」期間中の教育活動等について

郡山市が「まん延防止等重点措置区域」の適用を受けたことから、郡山市立学校におきましては、次のとおり対応いたしますので、保護者の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

対象期間 令和3年8月23日（月）から9月12日（日）まで

教育活動の実施について

- 小学校（義務教育学校前期課程）40分授業、中学校（義務教育後期課程）45分授業の短縮授業とし、休み時間を5分多く設定します。
- 5分多く設定した休み時間に、教室の換気を十分に行う、トイレの密を回避する、手洗いや手指消毒を行うなどの感染防止対策を行います。
- 児童生徒及び教職員は、運動時以外、マスク着用を徹底します。
- 始業式等の実施に当たっては、分散実施やリモートによる実施、内容の精選、時間短縮など、学校の実態に応じて感染症対策を行います。
- 感染リスクの高い学習活動、宿泊を伴う学校行事は中止または延期とします。



部活動等の実施について

- 感染リスクの高い活動は実施せず、準備や片付けを除いた活動時間を1時間以内とします。
- 不特定多数の人との接触を避けるため、校内での活動を原則とします。
- 活動前後及び下校時等に会食することを控え、会話の際はマスクを着用します。
- 各種大会への参加は可能としますが、他校との練習試合や合同練習会は停止します。
- 外部団体と交流する場合は、感染症対策の徹底について協力を求めます。
- 全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能としますが、参加人数を最小限にするなど感染症対策を徹底します。



保護者の皆様へのお願い

- 登下校する場合は、マスク着用を徹底させてください。
- 家庭での検温等の健康観察を徹底し、発熱等の風邪の症状があるときには学校を休ませてください。（この場合、「欠席」ではなく「出席停止」となります。）
- 同居する家族に発熱等の症状がみられる場合も学校を休ませてください。また、同居の家族がPCR検査を受けた場合は結果が出るまで、登校を控えさせてください。（この場合も、「欠席」ではなく「出席停止」となります。）
- 感染拡大地域から帰省・移動した家族や友人とやむを得ず一緒に過ごす場合や同居する家族等に濃厚接触者がいる場合は、家庭内においてもマスクの着用などの対策を行ってください。



郡山市教育委員会教育長 様



3教高第767号
令和3年8月20日

福島県教育委員会教育長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応について (送付)

このことについて、本日開催された県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、別添資料のとおりいわき市に加えて郡山市にも「まん延防止等重点措置」が適用され、その他の地域では引き続き集中対策を実施することが示されました。

つきましては、各県立学校長に別紙写しのとおり通知しましたので、参考としてくださるようお願いいたします。

(事務担当 義務教育課 主幹 佐藤 電話 024-521-7774)
(高校教育課 主幹 亀田 電話 024-521-7769)
(特別支援教育課 主幹 根本 電話 024-521-7779)
(健康教育課 主幹 鈴木 電話 024-521-7777)



3教高第767号
令和3年8月20日

各県立学校長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応について（通知）

このことについて、本日開催された県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、別添資料のとおり郡山市においても「まん延防止等重点措置」が実施されることとなりました。

については、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準*における対応を、郡山市及び須賀川市、本宮市、鏡石町、三春町、広野町の県立学校においては、いわき市と同様に“レベル3”に引き上げますので、令和3年8月18日付け3教高第746号通知に加え、下記のとおり対応願います。

なお、今回の対象以外の県立学校においては、引き続き令和3年8月18日付け3教高第746号通知のとおり対応願います。

おって、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせします。

*「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）」P.18

記

- 1 対象期間 令和3年8月23日（月）から同年9月12日（日）まで
※終了期日が変更となる際は、改めて通知します。
- 2 対象学校 郡山市、須賀川市、本宮市、鏡石町、三春町及び広野町内の県立学校
- 3 対象期間において追加する対応
 - (1) 部活動においては、個人や少人数での短時間の活動とすること。
 - (2) 必要に応じて時差通学を検討すること。

(事務担当 高校教育課 主幹 亀田 電話 024-521-7769)
(特別支援教育課 主幹 根本 電話 024-521-7779)
(健康教育課 主幹 鈴木 電話 024-521-7777)

郡山市の新型コロナウイルス感染症患者の状況

2021.8.23公表分(8.22判明分)まで



2021年8月23日
第22回郡山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
郡山市保健所

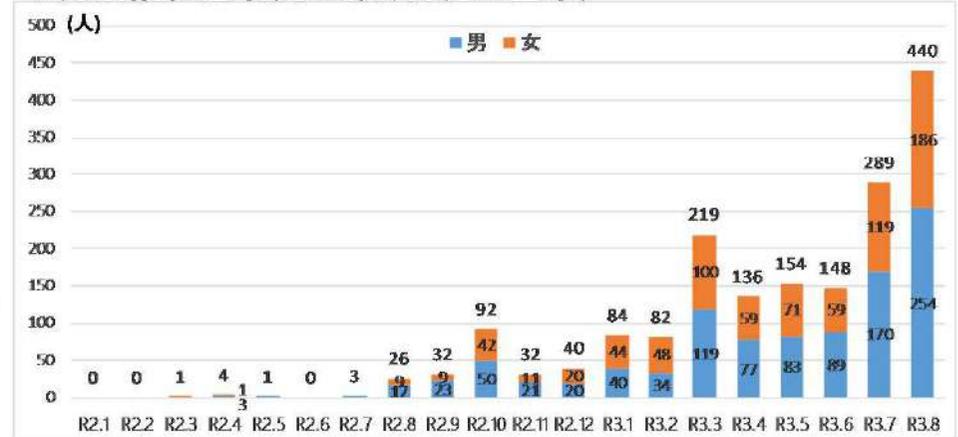
◆陽性患者の状況

陽性患者 (人)							
1,783	男女別		入院中	入院調整中	宿泊療養中	自宅療養中	退院
	男	女					
		1,004	779	251	0	54	119

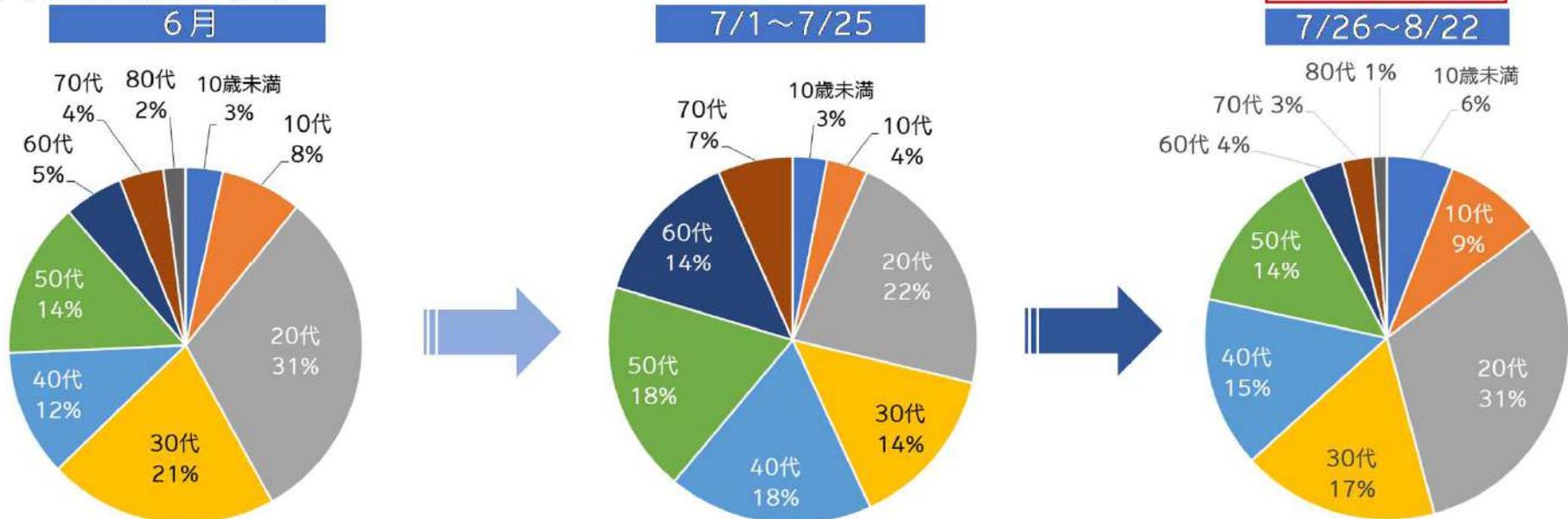
※入退院情報は速報値。

平均入院期間 ※入院勧告の期間(退院者のみ)	11.3 日
---------------------------	--------

◆月別陽性患者発生数(判明日基準)



◆年代別感染者の推移



感染症集中対策

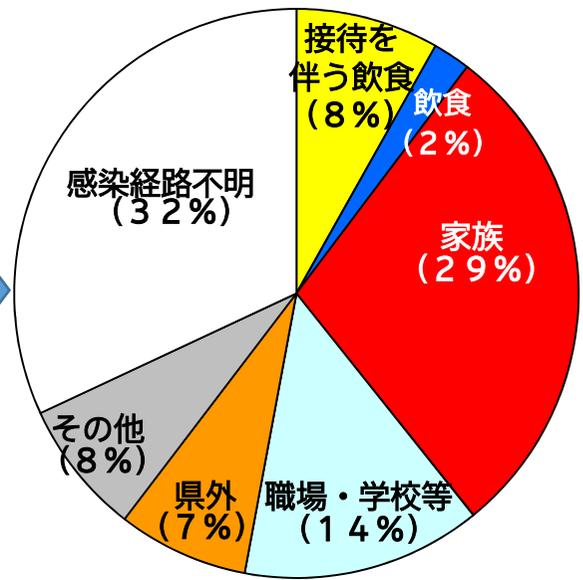
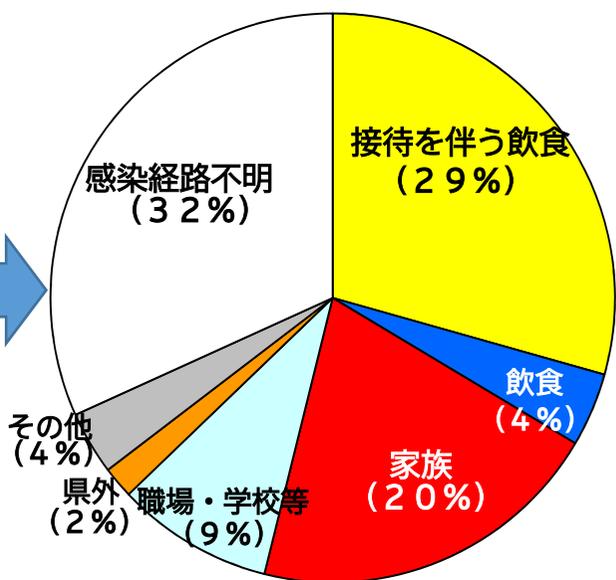
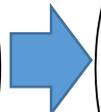
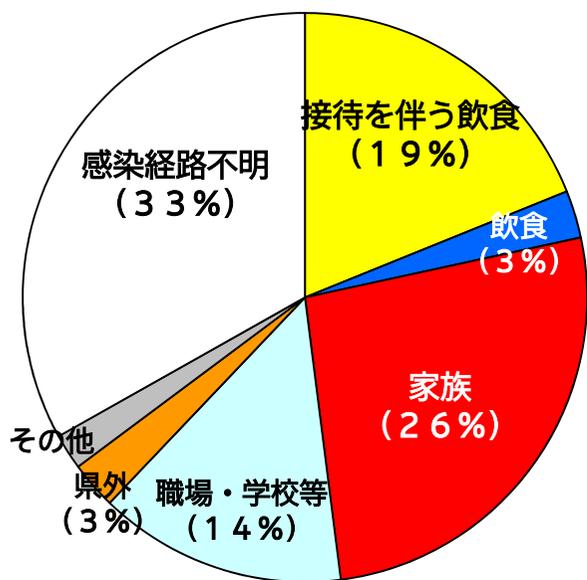
郡山市内の新型コロナウイルス陽性者 感染源の状況(6月以降)

感染症集中対策

6月

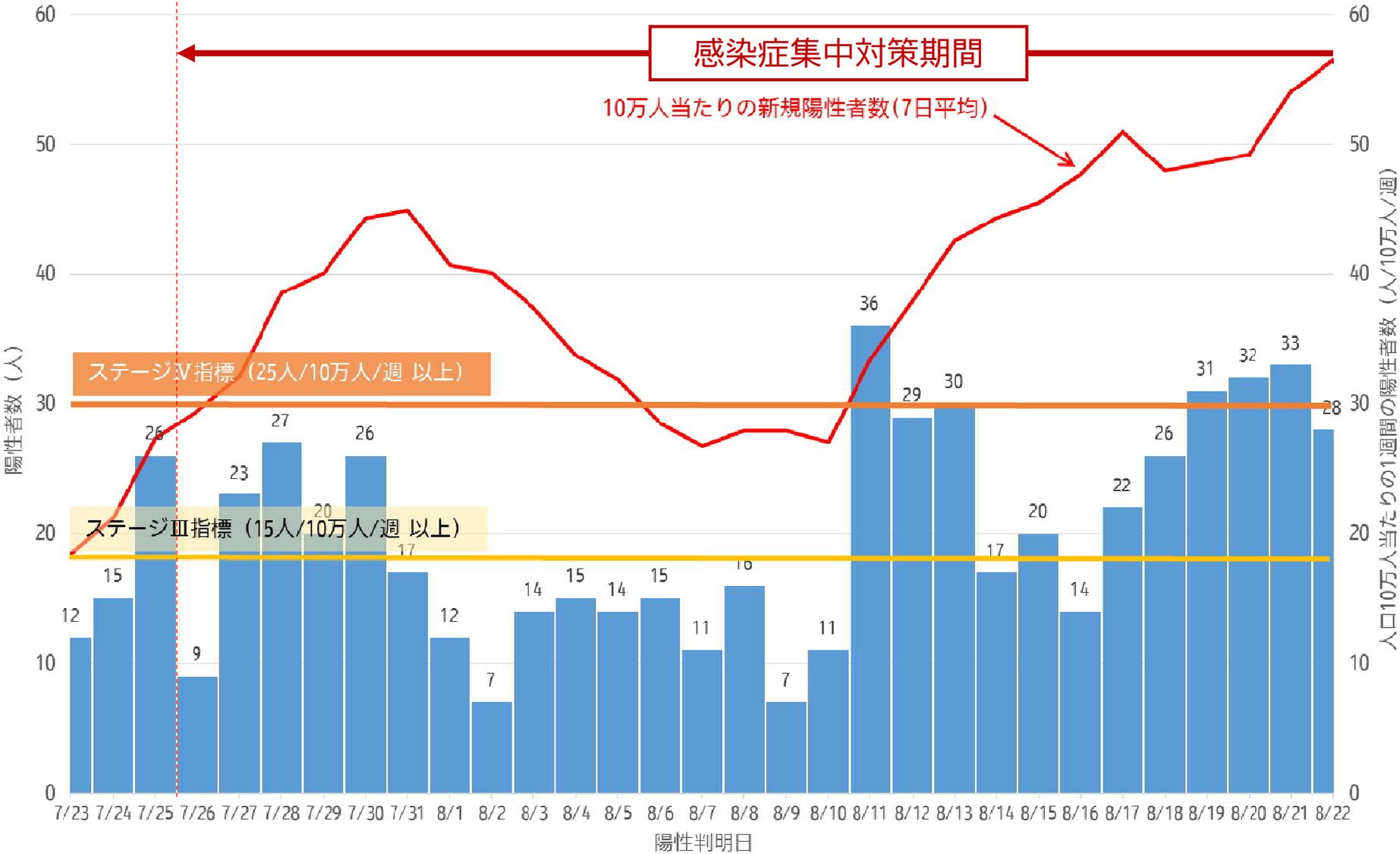
7月1日～
7月25日

7月26日～
8月22日



2021年8月22日現在

陽性者発生状況【直近1ヶ月】



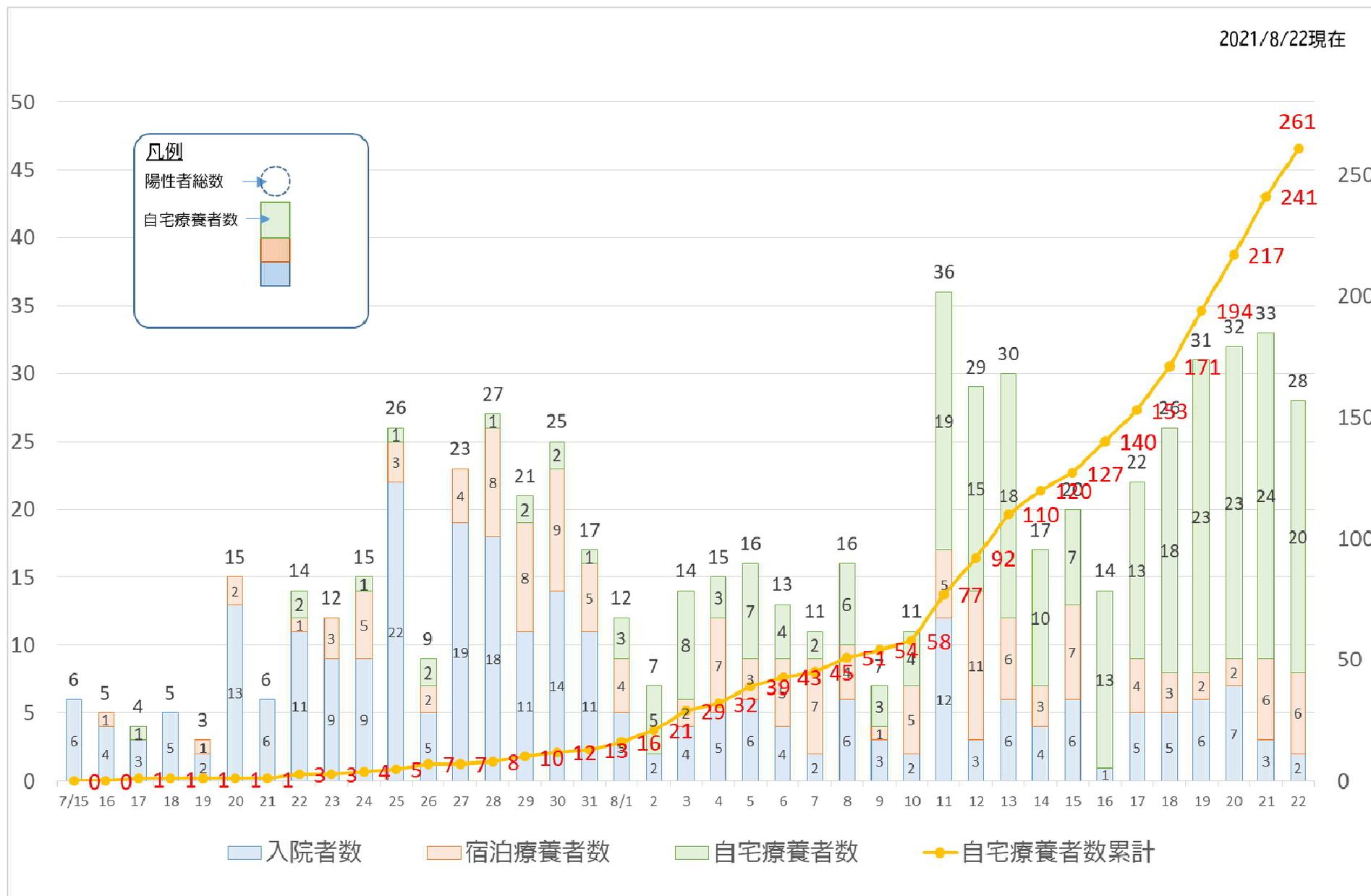
感染状況に係るモニタリング指標

8月22日現在

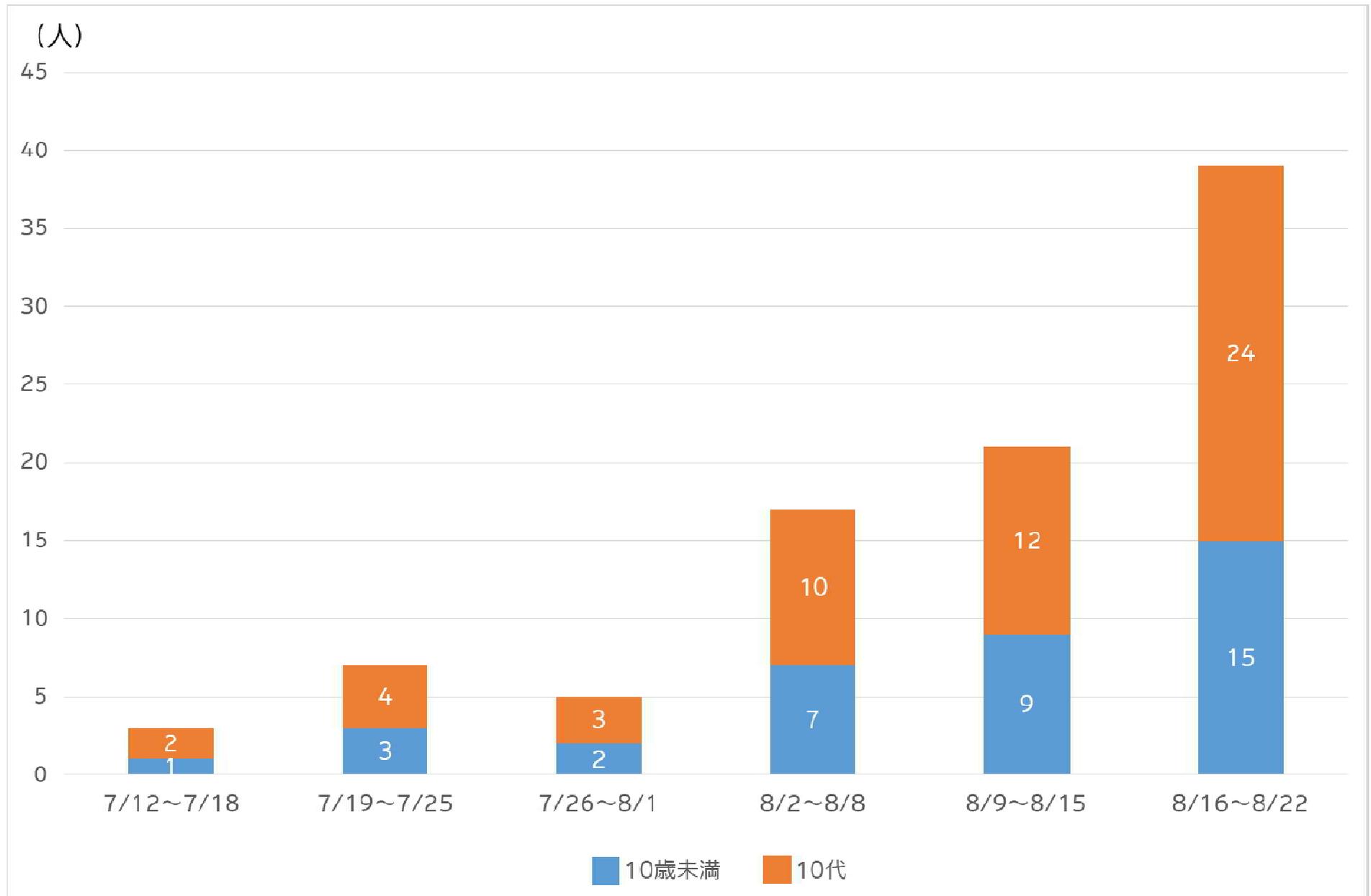
	監視体制	感染の状況		確保病床の使用率
	PCR検査 陽性率	新規陽性者数 (人口10万人あたり)	感染経路 不明割合	
郡山市の現状 (8/16~8/22)	5.6 % (186件 / 3326件)	56.47 人 (186人 / 329,400人)	35.5 % (66件 / 186件)	—
福島県の現状 (8/21現在)	5.5 %	37.16 人	43.3 %	58.4 %
ステージⅢ	5 %以上	15 人以上	50 %以上	20 %以上
ステージⅣ	10 %以上	25 人以上	50 %以上	50 %以上

郡山市における新型コロナウイルス感染症患者の自宅療養者等の推移

2021/8/22現在



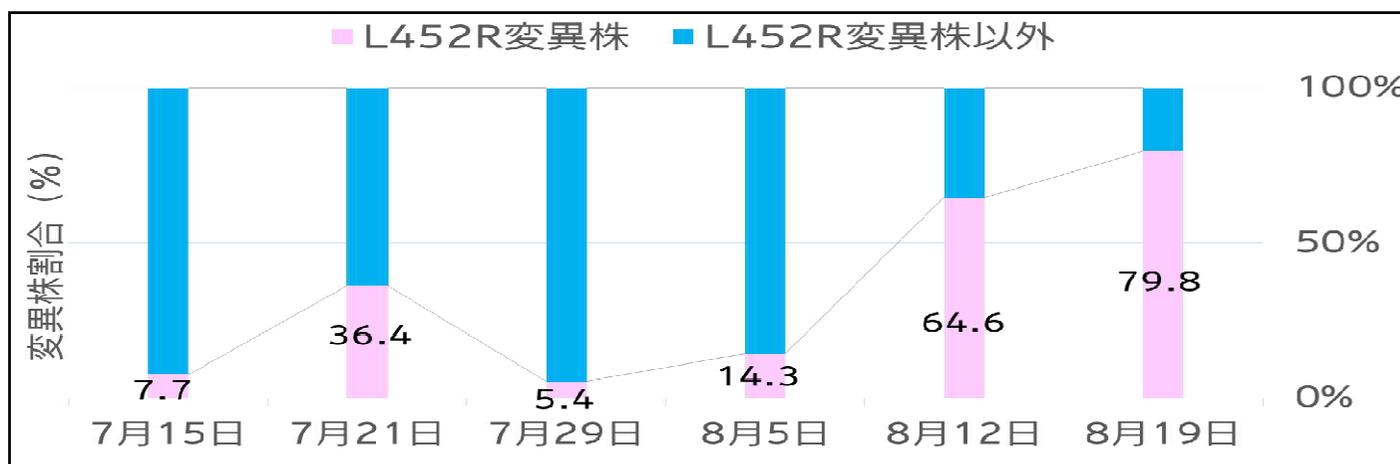
郡山市における10代以下の新型コロナウイルス感染者数



「L452R」変異株スクリーニング検査の実施状況

■ 検査機関：郡山市保健所（ただし、7月29日からは検査委託している民間検査機関分を含む）

公表日	検査対象期間	検査件数	変異株件数	変異株割合 (%)
8月19日	8/13~8/18	84	67	79.8
8月12日	8/5~8/12	48	31	64.6
8月5日	7/29~8/4	56	8	14.3
7月29日	7/21~7/28	74	4	5.4
7月21日	7/16~7/20	11	4	36.4
7月15日	7/8~7/15	13	1	7.7
合計		286	115	—



■ 検査機関：市内医療機関

公表日	検査対象期間	検査件数	変異株件数	変異株割合 (%)
8月19日	8/13~8/18	—	6	—
8月12日	8/5~8/12	—	9	—
8月5日	7/29~8/4	—	1	—
合計		—	17	—

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部資料

【参考（政府分科会指標）】

令和3年8月19日現在

医療提供体制等の状況（医療提供体制等の負荷・感染の状況）

(R3.8.13 ~R3.8.19)

	医療提供体制等の負荷			感染の状況			
	①病床の逼迫具合			②療養者数 (10万人当たり)	③PCR 陽性率 (1週間)	④新規陽性者数 (10万人当たり /1週間)	⑤感染経路 不明割合 (1週間)
	入院医療		重症者用病床				
	確保病床の使用率	入院率	確保病床の使用率				
ステージⅢ	20%以上 (128/637床以上)	40%以下 (入院者数/療養者数)	20%以上 (10/49床以上)	20人以上 (370人以上)	5%以上	15人以上 (277人以上)	50%以上
ステージⅣ	50%以上 (319/637床以上)	25%以下 (入院者数/療養者数)	50%以上 (25/49床以上)	30人以上 (554人以上)	10%以上	25人以上 (462人以上)	50%以上

①令和3年8月19日現在

本県の現状 (直近1週間) (8/13~8/19)	※2 (78.5%、500床) 59.7% (380床 / 637床)	※1 35.4% (380人 / 1,073人)	34.7% (17床 / 49床)	58.13人 (1,073人)	5.7% (719件 / 12,674件)	38.95人 (719人)	38.7% (278人 / 719人)
---------------------------------	---	--------------------------------	----------------------	--------------------	--------------------------	------------------	------------------------

※1 入院率の指標については、療養者数が人口10万人あたり10人以上の場合に適用する

※2 ()内は、療養先調整中の人数を含めた場合

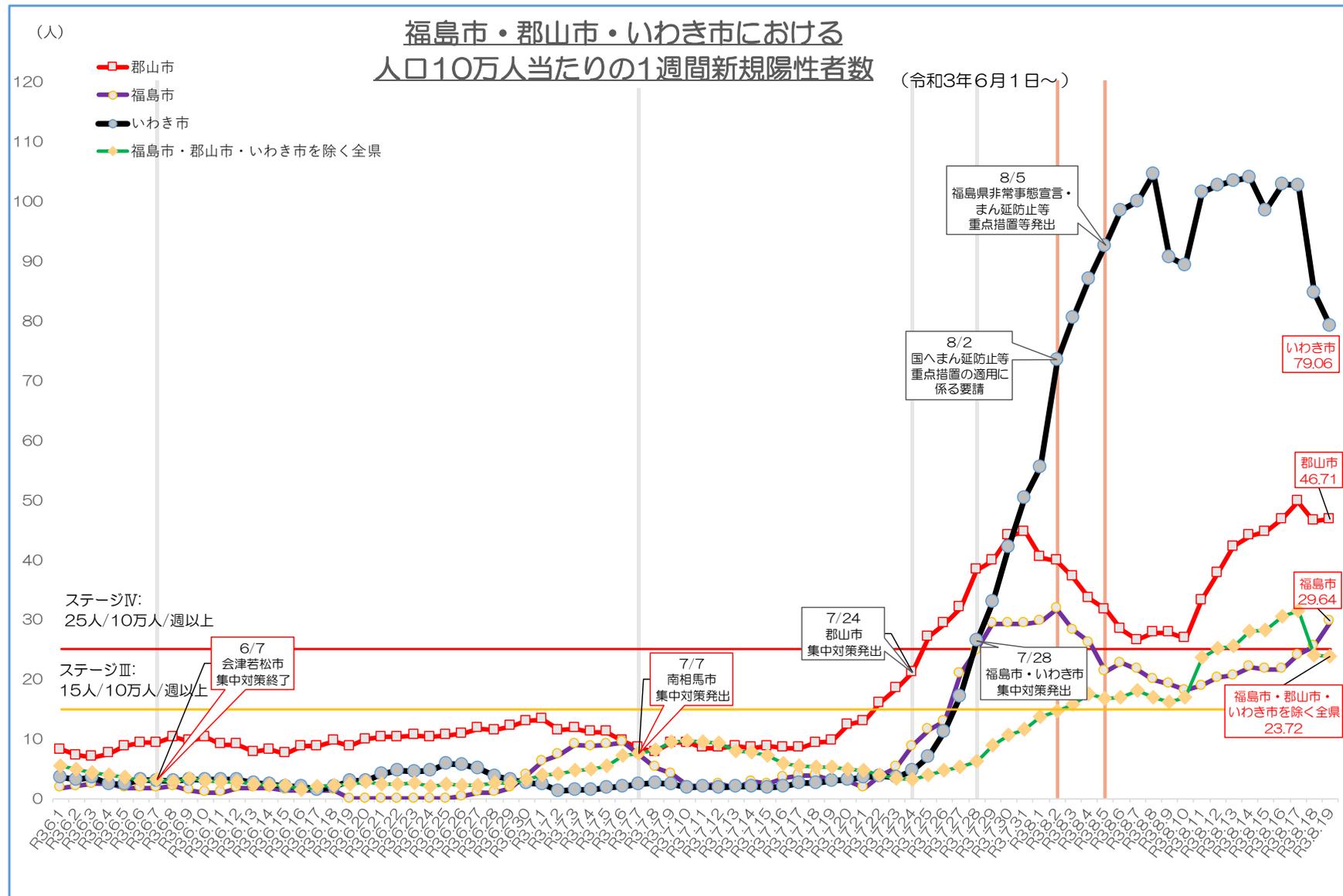
②令和3年8月12日現在

本県の現状 (直近1週間) (8/6~8/12)	66.7% (398床 / 597床)	39.4% (398人 / 1,010人)	28.6% (14床 / 49床)	54.71人 (1,010人)	6.6% (755件 / 11,367件)	40.90人 (755人)	33.0% (249人 / 755人)
--------------------------------	------------------------	--------------------------	----------------------	--------------------	--------------------------	------------------	------------------------

③令和3年8月5日現在

本県の現状 (直近1週間) (7/30~8/5)	73.6% (365床 / 496床)	44.5% (365人 / 820人)	24.5% (12床 / 49床)	44.42人 (820人)	5.2% (629件 / 12,056件)	34.07人 (629人)	36.4% (229人 / 629人)
--------------------------------	------------------------	------------------------	----------------------	------------------	--------------------------	------------------	------------------------

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部資料



郡山市職員の新型コロナウイルス感染について



ターゲット 3.3

令和3年8月23日

郡山市こども部

保育課

担当：杉内 泰史

TEL：924-3541

SDGs ターゲット 3.3 「伝染病を根絶するとともに肺炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する」

令和3年8月22日（日）、新型コロナウイルスPCR検査の結果、こども部職員1名の陽性が判明しました。

当該職員の最終出勤日は8月20日（金）で、各保育施設では、毎日業務終了後に消毒を実施していますが、23日（月）に再度消毒を実施し、通常どおり開所しています。

年代	60代
性別	男性
居所	須賀川市在住
勤務場所	各保育施設（巡回）
症状・経過等	8月19日（木）夜発熱 8月20日（金）朝熱が下がり出勤。夜発熱 8月21日（土）医療機関受診。PCR検査 （休暇のため出勤なし） 8月22日（日）陽性が判明 （休暇のため出勤なし）
濃厚接触者	確認中
その他	当該職員は、各施設を巡回する労務職です。

<報道機関の皆様へ>

患者等の個人に係る情報について、プライバシー保護等の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。



検索

くらし・環境

震災・復興

防災・安全

子育て・医療・福祉

観光・文化・教育

しごと・産業

県政情報

[ホーム](#) > [組織でさがす](#) > [危機管理課](#) > 福島県まん延防止等重点措置及び感染拡大防止対策

福島県まん延防止等重点措置及び感染拡大防止対策

ツイート

いいね! 22

印刷用ページを表示する

掲載日：2021年8月21日更新

福島県まん延防止等重点措置等について

福島県内の急激な感染拡大により、病床使用率の上昇等、医療提供体制のひっ迫が深刻となっています。これ以上の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」と言う。）に基づき、以下の重点的な対策を行いますので、県民の皆様、事業者等の皆様のご協力をお願いします。

まん延防止等重点措置		重点措置以外の区域における 対応（県の独自対策）
区 域	いわき市 郡山市	その他の地域 (8/22までは郡山市を含む)
期 間	令和3年 8月8日 (日) ～9月12日 (日)	令和3年 8月23日 (月) 0:00 ～9月12日 (日) 24:00 令和3年8月8日(日) ～8月31日(火) ※期間等の改定は、別途決定
適 用	特措法第31条の6 第1, 2項、 第24条第9項	特措法第24条第9項

[福島県非常事態宣言 \[PDFファイル/57KB\]](#)
[福島県まん延防止等重点措置等 \[PDFファイル/1.89MB\]](#)
[協力要請の対象となる施設例（飲食店以外） \[PDFファイル/246KB\]](#)
[大規模商業施設の皆様へ \[PDFファイル/287KB\]](#)
[大規模商業施設における入場者整理等の例示 \[PDFファイル/61KB\]](#)

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金については、以下のページをご覧ください。

【いわき市】

○ [いわき市における時短要請（飲食店）協力金](#)

対象期間：令和3年8月8日（日）午後8時～令和3年9月1日（水）午前5時

○ [いわき市における時短要請（飲食店）協力金 延長分](#)

対象期間：令和3年9月1日（水）午後8時～令和3年9月13日（月）午前5時

【郡山市】

○ [郡山市における時短要請（飲食店）協力金](#)

対象期間：令和3年8月23日（月）午後8時～令和3年9月13日（月）午前5時

【福島県内全域（いわき市、郡山市※を除く）】

○ [その他の地域における時短要請協力金](#)

※令和3年8月23日（月）午前5時までは郡山市も対象となります。

売上の減少した中小事業者に対する一時金については、以下のページをご覧ください。

○ [売上の減少した中小事業者に対する一時金（本県版一時金第3弾）](#)

いわき市における大規模施設等への時短協力金については、以下のページをご覧ください。

○ [福島県大規模施設等協力金](#)

対象期間：令和3年8月8日（日）～8月31日（火）

○ [福島県大規模施設等協力金 延長分](#)

対象期間：令和3年9月1日（水）～9月12日（日）

これまでの本県の感染拡大防止対策について

これまでの本県の感染拡大防止対策は以下のとおりです。

現在実施している対策一覧

上記「福島県まん延防止等重点措置等」をご覧ください。

過去に実施したもの

福島市・いわき市（令和3年7月28日掲載分）

[福島市、いわき市における新型コロナウイルス感染症集中対策 \[PDFファイル/871KB\]](#)

※令和3年8月8日からは「福島県まん延防止等重点措置」に移行

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（福島市・いわき市時短協力金）については、以下のページをご覧ください。

○ [新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（福島市・いわき市時短協力金）](#)

郡山市（令和3年7月24日掲載分）

[郡山市における新型コロナウイルス感染症集中対策 \[PDFファイル/871KB\]](#)

※令和3年8月8日からは「福島県まん延防止等重点措置」に移行

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（郡山市時短協力金）については、以下のページをご覧ください。

○ [新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（郡山市時短協力金）](#)

南相馬市（令和3年7月7日掲載分）

[南相馬市における新型コロナウイルス感染症集中対策 \[PDFファイル/746KB\]](#)

郡山市に「まん延防止等重点措置」が適用になりました！

(令和3年8月23日(月)～9月12日(日))

以下の症状や状況にある時は、登園(所)の自粛などにご協力をお願いします。

保育をお断りする場合

発熱

濃厚接触者

・発熱や呼吸器症状がある場合
(解熱後24時間以上経過、呼吸器症状が改善傾向となるまでの間)

呼吸器
症状

PCR検査

・お子さんまたは同居家族が陽性者となり保健所からの指示がある場合
(保健所から指示がある間)

陽性

・お子さんが濃厚接触者となった場合
(自宅待機期間)

・お子さんがPCR検査を受ける場合
(検査結果がわかるまでの間)

同居家族

保育自粛をお願いする場合

濃厚接触者

PCR検査

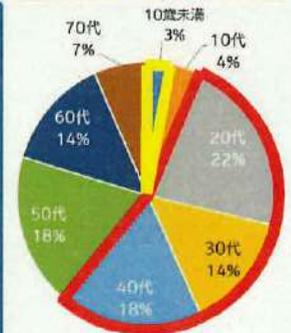


・お子さんの同居家族が濃厚接触者となった場合
(同居家族の自宅待機期間)

・お子さんの同居家族がPCR検査を受ける場合
(検査結果がわかるまでの間)

◆年代別感染者の推移

7/1～7/25



感染症集中対策

7/26～8/18



保護者世代と子どもの感染が増えています！

◎ 不要不急の外出は自粛してください！

◎ ご家族がPCR検査を受ける場合は
保育施設に必ずお知らせください！

郡山市 こども部 保育課 TEL 024-924-3541

